

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

2 新設又は改築に係る工事の内容中

「別紙-27 都道首都高速1号線、都道首都高速4号線及び都道首都高速4号分岐線（竹橋・江戸橋 JCT付近）に関する特定更新等工事（改築）の内容」を

「別紙-27 都道首都高速1号線、都道首都高速4号線、都道首都高速4号分岐線及び都道首都高速6号線（竹橋・江戸橋 JCT付近）に関する特定更新等工事（改築）の内容」に改める。

別紙-27（1）（見出しを含む。）中「及び都道首都高速4号分岐線」を「、都道首都高速4号分岐線及び都道首都高速6号線」に改め、同（2）（イ）中「東京都中央区日本橋兜町まで」を「東京都中央区日本橋小網町まで」に改め、同（2）（ロ）中「2.9キロメートル」を「3.3キロメートル」に改め、同（3）（イ）中「橋の架け替え」の次に「及び地下化」を加え、同（3）（ハ）の表を次のように改める。

「

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで	60、50	3.3	

」

別紙-27（3）（ヘ）の表を次のように改める。

「

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで	4車線	4車線	

」

別紙-27（3）（ト）の表を次のように改める。

「

構造による区分	往復分離 しない区間 (メートル)		往復分離 する区間 (メートル)			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	—	—	1.25	0.75	2.00	
土工（掘割）部分	—	—	1.25	0.75	2.00	

」

別紙-27（3）（ヌ）中「一」を

「

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道外濠環状線	中央区銀座一丁目	立体接続	丸の内入口 (仮称)
都道外濠環状線	中央区銀座一丁目	立体接続	丸の内出口 (仮称)

廃止する他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東京都市計画駐車場第2号常盤橋駐車場	千代田区大手町二丁目	平面接続	常盤橋入口
東京都市計画駐車場第2号常盤橋駐車場	千代田区大手町二丁目	平面接続	常盤橋出口
都道外濠環状線	中央区日本橋本石町一丁目	立体接続	呉服橋入口
都道外濠環状線	中央区八重洲一丁目	立体接続	呉服橋出口
都道日本橋芝浦大森線	中央区日本橋一丁目	立体接続	江戸橋入口
都道日本橋芝浦大森線	中央区日本橋室町一丁目	立体接続	江戸橋出口

」に改め、同(4)中「155,755百万円」を「335,733百万円」に改め、同(5)(ロ)中「令和11年3月31日」を「令和23年3月31日」に改める。

